

実質化された京カ農場プラン

当初作成年月日 令和5年3月29日

実施主体 京田辺市 草内地区

京田辺市京力農場プラン

市町村名	地域名（該当集落名）	当初作成年月日	更新年月日
京田辺市	草内地域	令和5年3月29日	

1 集落（地域）が目指す姿

(1) スローガン

地域農業の多様化と集約化を進める。

(2) 今後の地域農業のあり方

課題	担い手不足解消のための多様な担い手の検討。				
今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）					
①他集落との連携	○	②新規就農促進・後継者育成	○	③高収益作物の導入・拡大	○
④低コスト化		⑤営農組織の設立・法人化		⑥経営の複合化	
⑦6次産業化		⑧企業の農業参入(地域参入)		⑨その他	○
取組内容	<p>認定農業者等を核とした地域農業の担い手として位置づけを行い、効率的な営農が展開できるよう面的な農地集積を積極的に進める。また、他地区の担い手を積極的に受け入れ、地域の農地を守る体制を目指す。</p> <p>水稲作は作業受託組織、認定農業者等に集約し、地域内農家については、集約的な高収益作物である京都田辺茄子や施設野菜等への転換を目指す。</p>				

(3) 産地づくり計画

①現状（令和4年度）

作 目	生産面積	生産額	備 考
[土地利用型]			
水稲	2,841a	33,314千円	
[野 菜]			
ナス	31a	4,712千円	
エビイモ	44a	9,328千円	
キュウリ	5a	590千円	
花菜	9a	563千円	
施設園芸	50a	35,000千円	
てん茶	180a	19,800千円	

② 目標（令和9年度）

作 目	生産面積	生産額	備 考
[土地利用型]			
水稲	5,500a	64,494千円	
[野 菜]			
ナス	38a	5,186千円	
エビイモ	65a	8,500千円	
キュウリ	7a	29,000千円	
花菜	10a	8,000千円	
施設園芸	100a	200,000千円	
てん茶	200a	21,978千円	

③地域の特産物づくり取組方針

面積は水田台帳を基本とする JAの販売金額、をもとに算出

品 目	京都田辺茄子
普及方法	新規栽培農家の増加を図るため育成塾に取り組む
販売戦略	JA共同出荷販売、キズ物は漬物用として販売

品 目	えびいも
普及方法	新規栽培農家の増加を図るため育成塾に取り組む
販売戦略	JA共同出荷販売

品 目	その他作物（コギク、花菜、キュウリ）
普及方法	市だけでなく、JAとともにその啓発等を行っていく。
販売戦略	JAへの契約出荷販売。

(4) 将来の農地利用のあり方

中核的担い手への農地集積・集約を図り、効率的な農地利用を進める。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用法

新規就農志向者の受入れなど、必要に応じて活用する。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

現状ある耕作放棄地解消を図るとともに、組織化、機械化による効率的な耕作を行い、再発防止を目指す。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具 体 的 な 内 容
5年度	認定農業者等への農地集積、他地域の担い手の受入	認定農業者、作業受託組織を中心に他集落における農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営を目指す
6年度	認定農業者等への農地集積、他地域の担い手の受入	認定農業者、作業受託組織を中心に他集落における農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営を目指す
7年度	認定農業者等への農地集積、他地域の担い手の受入	認定農業者、作業受託組織を中心に他集落における農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営を目指す
8年度	認定農業者等への農地集積、他地域の担い手の受入	認定農業者、作業受託組織を中心に他集落における農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営を目指す
9年度	認定農業者等への農地集積、他地域の担い手の受入	認定農業者、作業受託組織を中心に他集落における農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営を目指す

2 集落（地域）の農業構造

(1) 農業就業状況(担い手別)

① 現 状（令和5年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数			
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	62		1	3	8	19	23	8				
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	1			1	1			1		1
		認定新規就農者	2	2								
		集落営農組織*1										
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）	2			2						
		その他の中心となる経営体*2								1	1	
	中心経営体計	6		1		2	2	1		1		
中核的担い手計	6		1		2	2	1		2	1	1	

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

② 計 画（令和9年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数			
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	60	1	1	2	6	13	22	15				
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	2			2				1		1
		認定新規就農者	1	1								
		集落営農組織*1										
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）	2			2						
		その他の中心となる経営体*2										
	中心経営体計	5		1		4				1	1	
中核的担い手計	11	1	2	0	2	1	3		3	3		

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

定義：中心経営体ではないが、地域農業の担い手として、後継者のいない農地の借受および農作業受託を行う経営体を位置付ける。

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和5年度]		計画[令和9年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (a、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (a、頭数等)			
認農	A (草内集落)	67才	名	有	茶 200.00 水稲 100.00	茶 200.00 水稲 100.00	×	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦		
市農	B (草内集落)	53才	名	無	水稲 122.00	水稲 200.00	×	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦		
市農	C (草内集落)	54才	名	無	茶 60.00 水稲 680.00	茶 60.00 水稲 700.00	×	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦		
認農 (広域)	D (草内集落)	-	3名	無	レタス 50.00	レタス 50.00	×	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦		
集	E (草内集落)	-	3名	無	水稲 0.00	水稲 500.00	×	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦		
認就	F (草内集落)	36才	1名	無	てん茶 0.00 水稲 0.00 キュウリ 10.00	てん茶 30.00 水稲 150.00 キュウリ 10.00	×	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	R3 ①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦		
認就	G (草内集落)	47才	1名	無	菊芋 1.40 ヤーコン 2.20 ジャガイモ 5.00 ナス - カラフル大根 2.00	菊芋 10.00 ヤーコン 10.00 ジャガイモ 10.00 ナス 10.00 カラフル大根 10.00	×	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	R2 ①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦		
経営規模計(ha)						1230.6		2030.0			

- ※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。
- ※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状[令和4年度]		計画[令和8年度]		利用しなくなる農地面積 (ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (a、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (a、頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
草内28名	才		250			2.5			
経営規模等計 (ha)			2.5			2.5			

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容（作目）ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考
水稲	10	1.85	現状維持
その他	7	1.50	現状維持

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / **担い手はいるが十分ではない** / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

① 耕地面積(現状：令和5年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		樹園地		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
	耕作放棄地	耕作放棄地		耕作放棄地	耕作放棄地						
68.6	-	-	51.4	-	17.2	-	-	11.6 (16.9%)	10.0	1.6	-
								うち、中心経営体の面積	2.7	0.5	-

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

② 耕地面積(計画：令和9年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		樹園地		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
	耕作放棄地	耕作放棄地		耕作放棄地	耕作放棄地						
68.6	-	-	51.4	-	17.2	-	-	29.6 (11.1%)	17.4	2.9	-
								うち、中心経営体の面積	17.4	2.9	-

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③ 対象集落(地域)の現状

a 地区内の耕地面積	68.60 ha
b アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	45.91 ha
c 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	55.00 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	55.00 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	55.00 ha
d 地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.60 ha
e 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.40 ha
(備考)	

※1:cの「75歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

今後、話合いをさらに進める中で、新規就農者を受入れ行うとともに、農作物栽培技術高度化なども出来るようゾーニングを図っていく。また耕作放棄地が発生する前に、作業受託組織による集約化も進めていく。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

3 集落（地域）営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	農区及び地区担当農業委員
・ 計 画	農区及び地区担当農業委員

(2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	受託組織と直接交渉
・ 計 画	受託組織と直接交渉

(3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	農区及び地区推進協議会（多面的協議会）
・ 計 画	農区及び地区推進協議会（多面的協議会）

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				4	5	6	7	8

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。